

保育の提供の開始にあたり、登園が説明すべき内容は次のとおりです。

## 1. 事業者

名 称	社会福祉法人 明見福祉会
代表者氏名	理事長 合 代 教 心
法人の所在地	福岡県嘉麻市下山田469-12
法人の電話番号	0948-53-1918
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

## 2. 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

## 3. 運営方針

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

## 4. 保育所の概要

名 称	明見保育園（あけみほいくえん）		
所 在 地	福岡県嘉麻市下山田469-12		
電話番号	0948-53-1918	ホームページ	<a href="https://akemi-ed.jp">https://akemi-ed.jp</a>
開設年月日	昭和14年4月1日		
施設長名	合 代 さ ゆ り		
利用定員	0歳児 4名	1・2歳児 16名	3・4・5歳児 30名 計 50名
職員数	17名		
特別保育の実施状況	障がい児保育 一時預かり保育（自主事業）		
嘱託医	（内科）糸田町立緑ヶ丘病院小児科医 野村和代（歯科）田中歯科医院 歯科医 田中芳浩		

## 5. 保育を提供する日、時間及び休所日

開園日・開園時間	月曜日から土曜日まで・7時30分から18時30分まで
保育標準時間認定に係る保育時間	7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間
保育短時間認定に係る保育時間	8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間
休園日	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

## 6. 施設の概要

面 積	敷地全体	1455.05㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延べ床面積	737.73㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室2室（面積113.84㎡）調乳室（5.0㎡）調理室（61.2㎡） 保育室4室（182.13㎡）屋外遊戯場（715.93㎡）園児用トイレ3か所	

## 7. 職員体制（令和5年4月1日現在）

職名	15人数（勤務形態）	正規の勤務時間帯
園長	1人 常勤	午前8時～午後6時30分内
主任保育士	1人 常勤	午前7時30分～午後6時30分内
保育士	9人 常勤 7名 非常勤 2名	午前7時30分～午後6時30分内（シフト制）
調理員	2人 常勤 2名	午前8時00分～午後5時00分
准看護師	1人 常勤 1名	午前7時30分～午後6時30分内（シフト制）
保育補助	1人 非常勤	午前7時30分～午後6時30分内
子育て支援員	2人 常勤：子育て支援センター	午前7時30分～午後6時30分内

当園では、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童の福祉施設最低基準33条の職員の規定

「保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき一人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき一人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき一人以上」に基づき、職員の配置をいたします。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 8. 提供する保育等の内容

(1) 保育の提供 上記「5. 保育を提供する日、時間及び休園日」の時間において保育を提供します。

※一日の生活、年間行事は別途配布の「入園のしおり」でご確認下さい。

(2) 裸足保育の実施

(3) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供を行います。上記5に記載する時間において、保育を提供します。（2）保育は『養護』と『教育』の領域から成り立っています。養護は「生命の保持」、「情緒の安定」を、教育では「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」を行うこととします。

(4) 給食の提供 全園児、完全給食をおこないます

※ 献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表を配布します。

※ アレルギー食物の除去、解除については主治医意見書の指示に基づいて実施します。

※ 欠席に伴う日割り計算はいたしません。

## 9. 保護者の負担について

(1) 利用者負担額（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が決定した保育料をお支払いいただきます。

(2) 実費徴収

(1) の保育料のほか、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 主食費 毎月1,000円（3歳児以上）
- ② 副食費 毎月4,500円（2号認定園児・所得により免除有り）
- ③ 保険代 年額 300円（全園児）※日本スポーツ振興センター保護者負担分

※必要に応じて購入して頂きたいもの

- ① 体操服（パンツ） 1000円 体操服上着 1440円
- ② 帽子（LLサイズ） 1,090円 帽子（フリーサイズ） 920円  
安全帽子まもる君（フリーサイズ及びLLサイズ） 1,500円
- ③ パステル 470円 ④ なわとび 470円
- ⑤ 粘土 490円 ⑥ ピアニカのホース 400円

(3) 延長保育料（保育短時間認定） 30分毎に100円

保育短時間認定の方で、やむを得ない理由により通常の保育時間（8時間）を超えて保育が必要な場合は、7時30分から8時30分時まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

**10. 利用の終了に関する事項**

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

**11. 緊急時の対応**

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先へ連絡を行い、状況に応じて医療機関に搬送します。

**※必ず連絡のつく電話番号を登録、またはお伝えください**

**12. 非常災害時の対策**

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

**13. 要望・苦情などに関する相談窓口**

当園では、要望・苦情にかかる相談を以下の通り設置しています。

※解決責任者 園長 合代 さゆり (保育園) 53-1918 (自宅) 52-1032

※受付担当者 主任 山 中 美 穂 (保育園) 53-1918

※第三者委員 新 居 ユリカ (自 宅) 43-0373

※第三者委員 石 川 穎 子 (自 宅) 57-3831

なお、《みんなの声》の箱にも“みなさんの声”を投函してください。

**14. 利用者に対しての保険の種類について**

①学校安全災害救済給付（日本スポーツ振興センター）

②ほいくのほけん・こどものほけん（東海エース保険）

## 15. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
園児送迎	駐車場利用の際はバックで駐停車の上、お子さんと一緒に登降園してください。 園舎は道路に、面しており、お子さんの発達、発育状態に応じて事故などの危険性を最小限にするように心掛けてください。 また、登降園の際は必ず打刻をお願い致します。
監督庁への通告	嘉麻市条例施行上、園児の保護者が偽りその他不正な行為によって保育を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通告することとしています。また、園児の身体に不明な傷などが認められる場合は、児童相談所へ通告いたします。
保育園からの連絡	お子さんの体調の変化に伴って、こまめに連絡することがあります。 お預かりしているお子さんの健康を守るためです。なお、体調の急変、また医療機関への受診勧奨のため、できる限り早くお迎えをお願い致します。
保護者との連絡ツール	登園では <b>ルクミー（ルクミーfor family）</b> を通して、保護者の方と連絡帳のやりとりや、お子さんの成長の記録や健康面の記録、登降園管理などを行います。
手ぶら登園の実施	保護者の希望に応じて <b>オムツ、おしりふき</b> に限って使い放題（月額制）を導入しています。
プライバシー保護について	他児の顔や名前を特定できるような写真や動画を SNS（Facebook、Instagram、Twitter、LINE、YouTube など）公開することは、禁止です。



当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
説明に同意いただいた場合は、別紙で署名願います。

令和5年 4月1日

保育園名 : 明見保育園

説明者職名 : 園長 合代 さゆり

## 重要事項説明同意書

書面に基づいて、明見保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたします。

年 月 日

保護者住所

保護者名

児童氏名

児童から見た続柄

## 個人情報に関する承諾書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・明見保育園が作成した電子記録(ホームページ)、その他新聞記事や明見保育園が許可する情報に、園児の名前・活動写真が掲載されること。

(同意できないもの等については職員にお尋ねいただき、その意志をお伝え下さい。)

社会福祉法人明見福祉会 明見保育園  
園長 合代 さゆり 様

年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

続柄

同意できない事柄：有・無

(

)